

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年1月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年5月31日 04時30分ごろ
発生場所	山口県萩市尾島西方海域 相島港D防波堤灯台から真方位087° 2.4海里（M）付近 （概位 北緯34° 30.1′ 東経131° 19.8′）
インシデントの概要	プレジャーボート優悠丸は、船外機を停止して漂流中、始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年7月15日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 優悠丸、5トン未満（長さ7.06m） 270-43793 広島、個人所有 ガソリン機関（船外機）、4サイクル、出力110.30kW、回転 数毎分5,500、4気筒、ボア94.0mm、使用燃料ガソリン、平 成12年10月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、友人1人を乗せ、萩市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出航し、尾島西方沖で船外機を停止して釣りを行った後、釣り場を移動しようとしたが、セルモータが回らなくなった。</p> <p>船長は、船外機の始動を繰り返し試みたが始動できず、航行不能と判断して118番に通報し、また、本件マリーナに救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した本件マリーナ所属船にえい航され、本件マリーナに着岸した。</p> <p>本船は、本インシデント後、本件マリーナ整備担当者の点検により、セルモータ用電線（以下「本件電線」という。）に老朽化による断線が判明し、本件電線を交換したところ、セルモータが回り、復旧した。</p> <p>船長は、本船を約5年前に購入して以来、1か月に1回程度出航していたが、今まで不具合が発生したことがなかったので、本件電線の点検を実施したことがなかった。また、購入以前の本件電線の点検整備時期は不明であった。</p>
分析	本船は、船長が本船を約5年前に購入して以来、本件電線の点検が

	<p>実施されていない中、本件電線が老朽化によって断線したことから、船外機を始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、船長が本船を約5年前に購入して以来、本件電線の点検が実施されていない中、本件電線が老朽化によって断線したため、船外機を始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、船舶を購入した後、定期的に船外機の点検を実施し、不具合を認めた際、交換すること。</li></ul>